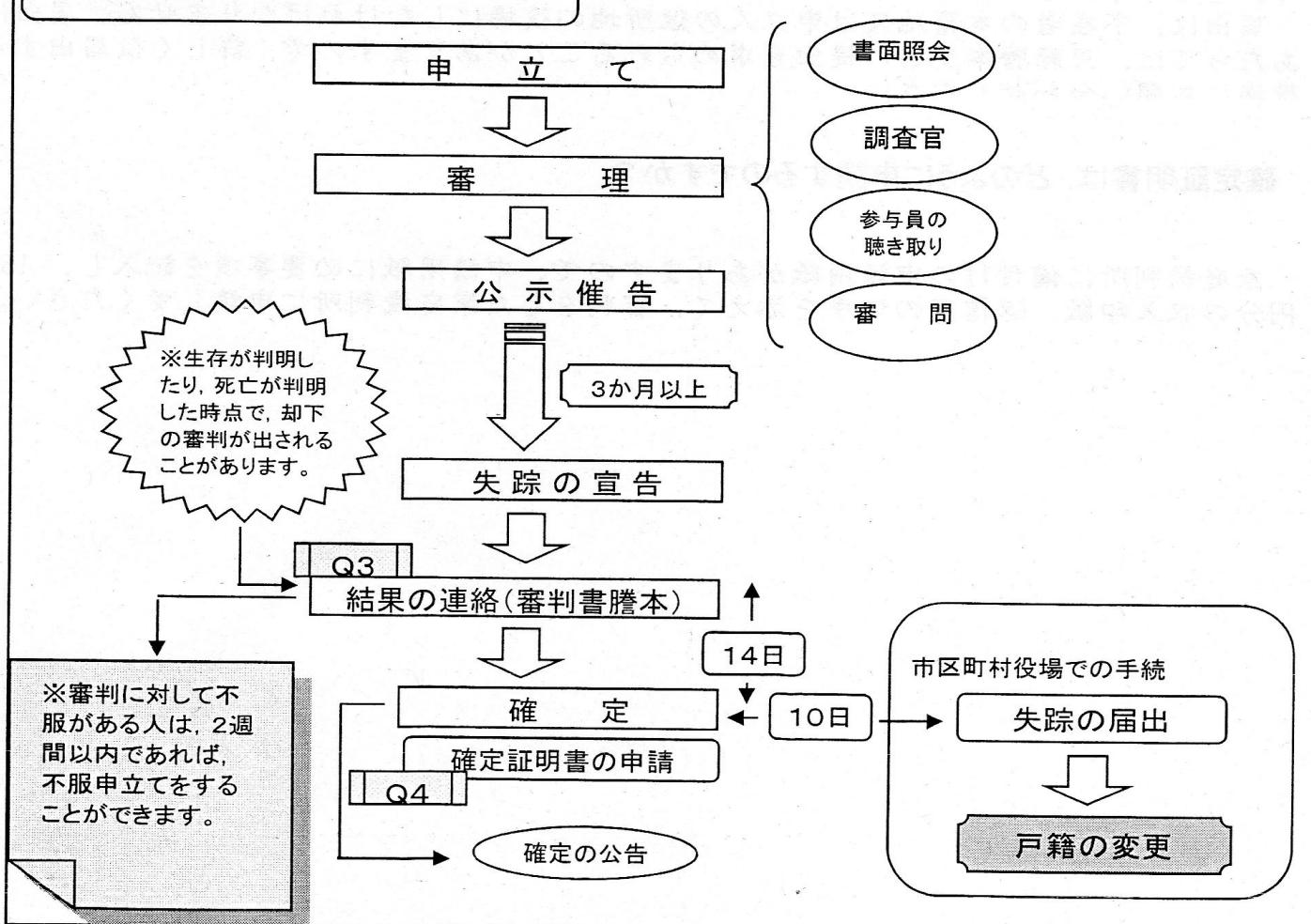


しつそう せんこく
「失踪の宣告」の手続とは……

不在者の生死が7年間明らかでないとき（戦地に臨んだ人、沈没した船舶の中にあった人、そのほかの危難に遭遇した人については、危難が去った後、1年間生死が明らかでないとき。この類型を「危難失踪」といいます。）に、その人を法律上死亡したものとみなす宣告をする家庭裁判所の手続のことです（民法30条。失踪の宣告の効果→Q1）。この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意して、裁判所に提出してください。

申立てをする人	利害関係がある人
申立てをする裁判所	不在者の住所地の家庭裁判所 [→ 家庭裁判所 支部・出張所]
申立てに必要な費用	<input type="checkbox"/> 収入印紙800円 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手2034円分 [1000円×1枚 82円×11枚 52円×1枚 20円×1枚 10円×6枚] ※審理中に官報公告料4,298円を納めてもらうことになります。
申立てに必要な書類	<input type="checkbox"/> 申立書1通 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本各1通※同じ戸籍のときは1通で結構です。 □申立てをする人のもの（親族からの申立ての場合） □不在者のもの <input type="checkbox"/> 不在の事実を裏付ける資料（不在者の戸籍附票、捜索願受理証明書（捜索願を提出している場合）等） <input type="checkbox"/> 利害関係を裏付ける資料 ※そのほかに書類の提出をお願いすることもあります。

手 続 の 流 れ(→Q2)



失踪の宣告Q&A

Q1 失踪宣告がされると、どうなるのですか？

不在者の生死が不明になってから7年間が満了したとき(危難失踪の場合は、危難が去ったとき)に死亡したものとみなされ、不在者(失踪者)についての相続が開始されます。また、仮に不在者が婚姻をしていれば、婚姻関係が解消します。

Q2 申立てをした後は、どのような手続が行われるのですか？

多くの場合、申立人や不在者の家族などに対し、家庭裁判所調査官による調査が行われます。その後、裁判所が定めた期間内(6ヶ月以上。危難失踪の場合は2ヶ月以上)に、不在者は生存の届出をするように、不在者の生存を知っている人はその届出をするように官報や裁判所の掲示板で催告(「公示催告」(こうじさいこく)といいます。))をして、その期間内に届出などがなかったときに失踪の宣告がされます

Q3 失踪が宣告されたときは、どのような手続をすればよいのですか？

申立人には、戸籍法による届出義務がありますので、審判が確定してから10日以内に、市区町村役場に失踪の届出をしなければなりません。届出には、審判書謄本と確定証明書が必要になりますので、審判をした家庭裁判所に確定証明書の交付の申請(Q4)をしてください。

届出は、不在者の本籍地又は申立人の住所地の役場にしなければなりません。届出にあたっては、戸籍謄本などの提出を求められることがありますので、詳しくは届出する役場にお問い合わせください。

Q4 確定証明書は、どのように申請するのですか？

家庭裁判所に備付けの申請用紙がありますので、申請用紙に必要事項を記入し、150円分の収入印紙、返信用の切手を添えて、審判をした家庭裁判所に申請してください。